

# 議案参考資料

[令和7年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

黒保根支所  
地域振興整備課 産業振興係

## 議案名

議案第55号 桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

花見ヶ原森林公園及び利平茶屋森林公園において進めている施設整備を踏まえ、施設使用料を見直すため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

花見ヶ原森林公園及び利平茶屋森林公園において現在進めている施設整備や近年の維持管理経費の高騰を踏まえ、近隣の類似施設の状況を参考とした上で、施設使用料を見直すとともに、市内在住者が利用した際の管理費を無料とする規定を新設するものです。

### 《施設使用料の見直し》

区 分			使用料	
			改正前	改正後
バンガロー	4人用		(区分追加)	6,000円
	6人用		5,230円	7,500円
	20人用		15,710円	20,000円
テントサイト	利用料	大人(中学生以上)	200円	(区分廃止)
		小人(3歳以上)	150円	(区分廃止)
	テント		830円	1,300円
	タープ		830円	900円
バーベキュー施設	花見ヶ原森林公園	大人(中学生以上)	200円	(区分廃止)
		小人(3歳以上)	150円	(区分廃止)
	利平茶屋森林公園		1,040円	1,500円
管理費	大人(中学生以上)	市外在住者	200円	400円
		市内在住者	200円	無料
	小人(3歳以上)	市外在住者	100円	200円
		市内在住者	100円	無料

※心身障害者団体がバンガローを使用するときは、使用料を半額とします。

※施設等を日帰りで使用したときは、テントサイト及び管理費に係る使用料は、本表に規定するテントサイト及び管理費に係る使用料と同額とします。

(施行期日：令和8年4月1日)

## 背景・経過

花見ヶ原森林公園及び利平茶屋森林公園に係る施設使用料については、平成4年度にバンガロー等の施設使用料の改定を行いました。それ以降、消費税率の引上げに伴う見直しを除き、施設使用料を改定していませんでした。

一方、黒保根町においては、令和6年度からリトリート環境整備事業に着手し、花見ヶ原森林公園にあつては多目的広場におけるトイレ及び炊事場の新設など、利平茶屋森林公園にあつてはシャワーの新設などを行い、令和8年度のオープン時期までに順次供用開始する予定です。

このようなことから、花見ヶ原森林公園及び利平茶屋森林公園において現在進めている施設整備や近年の維持管理経費の高騰を踏まえ、近隣の類似施設を参考とした上で、施設使用料の見直しを行い、その上で、令和8年度以降の次期指定管理者の公募手続を行う予定です。